

第3回川口市協働推進委員会 次第

日 時 令和6年7月30日（火）

午後2時00分

場 所 かわぐち市民パートナーステーション

会議室1～3

1 開 会

2 議 事

（1）事例紹介

市民活動団体と行政との協働事例について

川口市環境部環境総務課地球温暖化対策係 職員

特定非営利活動法人川口市民環境会議 齋藤 照夫 氏

（2）審議事項

「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて」

3 その他

4 閉 会

配布資料一覧

- 資 料 1 市民活動団体と行政との協働事例について
- 資 料 2 事業者との協働に関する考え方の整理
- 資 料 3 答申（案）に向けて

川口市協働推進委員会

令和6年7月30日

エコライフDAYについて

エコライフDAYとは

- ▶ エコライフDAYは、川口発の地域からの地球温暖化防止活動として、毎年6万人以上の市民が参加しています。川口市では、毎年6月の第2日曜日1日を通して、環境のことを考えた生活を実践してもらう「エコライフDAY」としており、チェックシートを使用してその成果をCO₂（二酸化炭素）の削減量という形で発表する取り組みです。
- ▶ 近年、デジタル化を進めており、大量の紙使用の節減や、事務負担の軽減、結果発表までのスピードアップといった多くのメリットがありました。

エコライフDAYの歴史

- ▶ 「エコライフDAY」は、2000年に川口市が募集した「ミレニアム事業市民提案夢づくり事業」に、川口市民環境会議が全国で初めてこの企画を提案し、採択されたのが始まりになります。
- ▶ 2006年より川口市との共催となりました。
- ▶ 2022年よりデジタル化での運用を開始しました。

それぞれの主な役割

川口市の役割

- ▶ 学校のシステムを使った連絡と周知
- ▶ 一般の方向への回答フォーム等の用意
- ▶ 必要な方向への紙のチェックシート印刷
- ▶ 広報誌、ホームページ及び市内掲示板への広報
- ▶ 企業等への協力依頼
- ▶ 集計・結果公表

川口市民環境会議の役割

- ▶ チェックシートのデータ作成
- ▶ 学校用の回答フォームの用意
- ▶ 周知イベントの実施
- ▶ ホームページ等での周知
- ▶ 集計・結果公表



認定NPO法人川口市民環境会議とは



川口市を構成するさまざまな主体(市民・事業者・行政機関・教育機関など)が、理想的な協働関係(パートナーシップ)の下に環境問題の解決方法を考え、市民の行動を促し、そして社会の仕組みを環境に配慮したものに変わっていくことを目的に設立しました。(2006年に法人設立、2010年より認定NPO法人)

☎080-5699-1154 メール:info@ecolife-Kawaguchi.org URL:http://www.ne.jp/asahi/eco/ecolife/

◆ミッション

この川口を、環境意識が高くかつ行動する人が多いまちにしていきたいと考えています。

◆主な事業

・エコライフDAY

チェックシートを使用して川口市民みんなで環境に優しい生活をし、CO₂を減らそうという取り組み。毎年6月の第二日曜日に、川口市、川口市教育委員会との共催事業として実施しており、結果データは分かり易く整理し、各学校に提供しています。

・子ども環境フォーラム

子どもたちのエコ活動発表&自然材料のもの作りや自然観察などのワークショップを実施 ※2023年度は、11月25日に戸塚南小学校で開催しました。

・環境フォーラムinかわぐち

市民・事業者・学校・行政の取り組みの発表や有識者による講演などを実施
毎年12月に、川口市との共催事業として開催

・環境出前授業

地球温暖化やごみ・リサイクルなど、小学校などに環境に関する出前授業を実施

・川口市地球温暖化防止活動推進センターの運営

川口市における地球温暖化防止活動を推進するため、川口市長より指定を受け運営



場所:朝日環境センター・リサイクルプラザ4階(川口市朝日4-21-33)

☎048-222-0590 center@ecolife-kawaguchi.org



▲エコライフDAY



▲子ども環境フォーラム



▲保育園での出前授業

エコライフ DAY の事例紹介

NPO 法人川口市民環境会議

「エコライフ DAY」は、チェックシートを用いて市民みんなで CO2 を減らす取り組みです。NPO と行政との連携により 2022 年からデジタル化をしました。デジタル化後のエコライフ DAY は 4 つのステップで運営します。

第 1 に、チェックシートプログラムの作成です。学校用プログラムは NPO メンバーが手分けして 181 種類を作成します。夜間中学・定時制高校については、日本語を母国語としない生徒さんもいることから、英語版のプログラムを用意しました。一般用のプログラムは市環境部が作成しています。

第 2 に、市民がプログラムにアクセスするための二次元コード等を配布します。まず、スマホ等からのアクセスには「二次元コード (QR コード)」を使います。学校へは、教育委員会が校務フォルダを使って配布します。また、1 人 1 台の学習端末 (タブレット) からのアクセスには、教育委員会が配布する「L-Gate のお知らせ」の中の URL を使います。

第 3 に、デジタルでの参加方法の周知です。市民へ広く周知するために、YouTube 動画を作成しています。また、周知ポスターを作って、学校の見やすい場所に貼って頂いています。広報かわぐちの 6 月号でエコライフ DAY 実施を広報しているほか、エコライフ DAY 実施日には NPO メンバーがかわぐち市民パートナーステーションの入口付近で参加を呼びかけました。

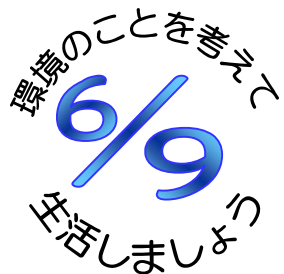
第 4 は、集まった回答を集計し、結果を公表することです。広報かわぐちと市のホームページで市全体の参加者数および CO2 削減量を公表します。詳しい学校別のデータは、参加者コメントを含めて、校務フォルダを使って当該学校に提供します。このグラフについては、青少年ボランティアスクールで市内中学生、高校生の皆さんが作成してくれました。また、データの概要をパネルにして、ボランティア見本市の NPO のブースで展示しました。

このように、NPO と行政がそれぞれの持つ知恵と力を結集することで、エコライフ DAY をデジタル化して運営することができました。今後も連携を続けてまいります。

「エコライフ DAY の取り組み」動画

https://www.youtube.com/watch?v=cbf_fUt8pwI&t=29s





エコライフDAY 2024



あなたが減らせた二酸化炭素は何g?

一般用



回答は左の二次元コードからお願いします。

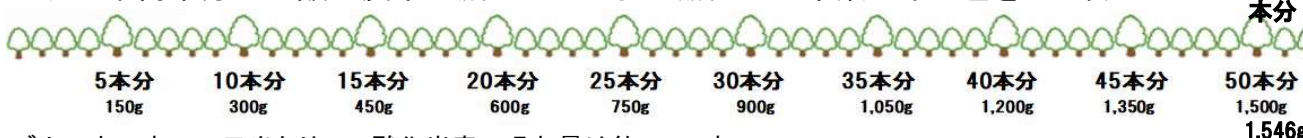
1 今日できたことや普段やっていることに○をつけてください。

電気・ガス	誰もいない部屋の明かりを消すようにした。	
	見ていないときは、テレビを消すようにした。	
	電化製品を使わないときは、主電源を切るかプラグを抜くようにした。	
	冷暖房の設定温度は年間を通して控えめにした。(目安:夏は28℃、冬は20℃)(使わなかった)	
	冷蔵庫にもものを詰め込みすぎないようにした。	
食	お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入るようにした。	
	ご飯やおかずを残さず食べるようにした。	き
	近くの産地でとれたものを食べるようにした。	り
資源	旬のものを食べるようにした。	と
	レジ袋をもらわないようにした。	り
	マイボトルを持ち歩くようにした。	
	エコ商品を使うようにした。(エコマーク のついたものや省エネ型製品など)	
水	ごみ出しルールにしたがって分別するようにした。	
	水やお湯を流しっぱなしにしないようにした。(歯磨きやシャワーのときなど)	
車	シャンプーや台所用洗剤などを使いすぎないようにした。	
	外出するときは、歩いたり、自転車・バス・電車を利用するようにした。	

あなた	家族もさそってね			
33	33	33	33	33
43	43	43	43	43
70	70	70	70	70
136	136	136	136	136
55	55	55	55	55
233	233	233	233	233
39	39	39	39	39
37	37	37	37	37
5	5	5	5	5
56	56	56	56	56
39	39	39	39	39
116	116	116	116	116
130	130	130	130	130
245	245	245	245	245
45	45	45	45	45
264	264	264	264	264

※数字は一日で減らせる二酸化炭素量です。

※全部できたら1,546gの二酸化炭素が減らせます。生活の中で、一人一日4,871gの二酸化炭素を出しています。ブナの木何本分の二酸化炭素が減らせたかな?(減らせた本数の木に色を塗ろう)



ブナの木一本の一日当たりの二酸化炭素の吸収量は約30gです。
※樹齢100年で、1haあたり500本のブナの森林の場合(森林の条件等により吸収量は異なります)

2 ○をつけた数字を合計して下さい。

g	g	g	g	g

回収場所: 第一本庁舎、支所

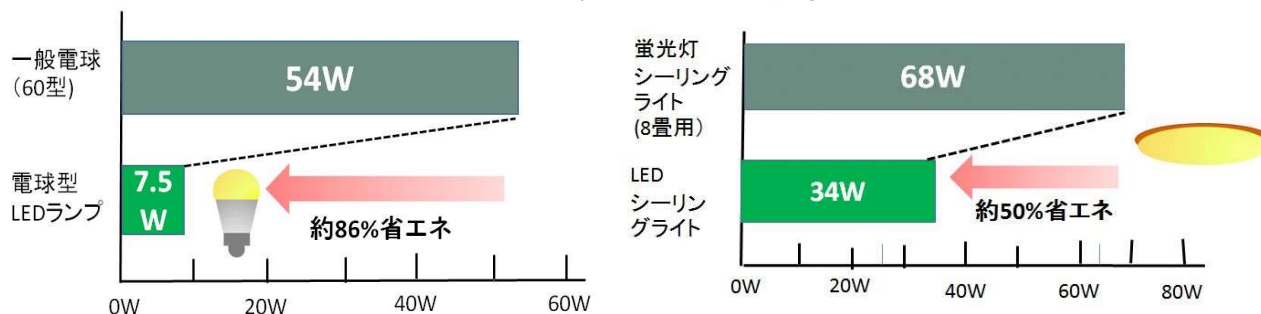
※紙でご回答いただく場合にご利用ください。
裏面にも書いて下さい。ご協力ありがとうございました。

参加しての感想や、環境に対して日ごろ感じていることなど自由にご記入ください。また、ご意見もお聞かせください。

地球温暖化の原因になるCO₂を減らすために、エコライフを実践しましょう

近年、世界各地で熱波や豪雨、干ばつ等の異常気象が増加していて、地球温暖化の影響が心配されています。地球温暖化の主な原因のCO₂(二酸化炭素)を減らすためには、誰もいない部屋の明かりを消す、省エネ型製品等のエコ商品を選ぶなど私たち一人ひとりのエコライフの取り組みが大切になっています。たとえば、家の中の照明を、一般電球(白熱電球)からLED電球に替えると86%の節電に、蛍光灯シーリングライトからLEDシーリングライトに替えると50%の節電になって、CO₂排出量を大幅に減らせます。地球の未来のためにできることを始めてみませんか。

LED照明に替えた場合の省エネ効果



出典:「あかりの日」委員会作成「住まいの照明省エネBOOK」。

昨年の結果

昨年のエコライフDAYでは、63,279人が参加しました。これは川口市民の10.5%が参加したことになります。また、二酸化炭素は一日で56,254,537 gを減らすことができました。

主催: 川口市・川口市教育委員会・認定NPO法人川口市環境会議
 後援: 川口商工会議所、川口市商店街連合会
 回収場所: 第一本庁舎、支所
 報告: 広報かわぐち、PRESS530、ホームページ
 問い合わせ先: 川口市 環境総務課 地球温暖化対策係 048-228-5320
 認定NPO法人川口市環境会議 080-5699-1154
 詳しくは、川口市環境会議のホームページを見てください。

ご記入いただいた内容は、HP・ポスターなどに使わせていただく場合があります。

事業者との協働に関する考え方の整理

1 これまでの経緯

4月24日の第2回川口市協働推進委員会において、府中市と船橋市の「先進市視察結果について」を報告した際、協働の主体として事業者を含めるかどうか意見がありました。本市での協働における事業者の考え方などについて整理を行いましたので、報告いたします。

2 本市におけるこれまでの考え方

(1) 協働とは

川口市では、「市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。」

(『川口市協働推進条例』第2条第5号)

(2) 協働の主体(『川口市協働推進条例』より)

	主 体		協働における位置づけ
1	市 民 等	市民	協働の基盤(第5条第1項)
2		地縁団体	協働の基盤(第5条第1項) 協働の推進において重要な役割を担う(第6条第2項)
3		市民団体	地縁団体に同じ
4	事業者		協働の担い手(第6条第2項説明)
5	教育機関等		事業者と同じ
6	市		

(3) 協働で事業を実施する場合の判断基準

事業が「公益性かつ非営利性が担保されているかどうか」内容により判断している。

- ① 公益性 特定の個人や組織のみではなく、広く社会一般の利益にかなうもの。
- ② 非営利性 無償で活動するということではなく、活動に必要な費用を確保した上で、差し引いた利益を私的に分配していない。

※ 別添 「農商工団体等との連携について」 一覧参照

3 先進市（府中市、船橋市）の考え方

(1) 府中市

協働の枠組みの中に事業者も含む。事業者から協働について提案があった場合、市で受け付ける仕組みがある。（令和5年度実績3件）

(2) 船橋市

協働の枠組みの中に事業者も含む。事業者と連携して、市の施設で企業のCSR活動のパネルを展示している。

【参考】

『川口市自治基本条例の手引き』（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）をいう。

（市民と市の協働）

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。

3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

(2) 「協働」とは、「市民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することである」などと一般的に言われています。

(3) 第1項及び第2項は、市政に関する施策の各段階において、市民が市と協働することができることを述べ、市民からの協働の申し出に市が誠実に対応することを定めています。なお、市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO法人等を含む）や事業者も当然のことながら想定しています。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努めるものとする。

『川口市協働推進条例の手引き』（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下この号において同じ。）

イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）

ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）

(2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。

(5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

〔説明〕

(6) 第3号は「事業者」の定義です。

「事業者」とは市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定しています。「事業者」は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第10条で、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努める」と規定されております。また、川口市自治基本条例の手引きの中では、「市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO法人等を含む）や事業者も当然のことながら想定しています」と記載している通り、協働の推進においてもその担い手として位置付けられています。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

〔説明〕

(4) 第2項では、自治基本条例第9条（地縁による団体及び市民団体による活動）に定められていることを踏まえ、さまざまな協働の主体の中でも、地縁団体や公益を目的とし

た活動をする市民団体を協働の中心的な担い手と位置付け、支援することを定めています。なお、これは地縁団体と市民団体以外に協働の担い手がないということではありません。

農商工団体等との連携について（令和5年度）

別添

事業名	主催・共催	後援	形態	備考
SKIPシティ国際Dシネマ映画祭	主催：埼玉県、川口市、SKIPシティ国際Dシネマ映画祭実行委員会	総務省、外務省、経済産業省、文化庁他	共催	協賛：ソニーマーケティング、清水建設、竹中工務店他 協力：川口商工会議所、公益社団法人川口青年会議所、川口銀座商店街振興組合他
川口市市産品フェア	主催：川口市、川口市市産品フェア実行委員会	経済産業省関東経済産業局、埼玉県、埼玉高速鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社大宮支社、株式会社テレビ埼玉、株式会社ジェイコム埼玉・東日本 川口・戸田局、株式会社埼玉新聞社、株式会社日本経済新聞社さいたま支局、株式会社日刊工業新聞社さいたま総局、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部、独立行政法人日本貿易振興機構 埼玉貿易情報センター	共催	実行委員会構成団体：川口市、川口商工会議所、川口鑄物工業協同組合、川口機械工業協同組合他
埼玉県内主要高等学校進路指導担当教諭との意見交換会	主催：川口商工会議所	川口市、川口公共職業安定所、川口鑄物工業協同組合他	後援	
第3回川口花火大会	主催：川口商工会議所	川口市、川口市観光物産協会、川口市商店街連合会、JR東日本大宮支社、川口市内郵便局、埼玉高速鉄道(株)	後援	主管：川口商工会議所青年部
川口七夕まつり	主催：協同組合ふじの市、川口七夕実行委員会	川口市、川口商工会議所、川口市観光物産協会	後援	協賛：川口市商店街連合会、川口中央商店会連合会
かわぐち物産観光フェアin安行	共催：川口市観光物産協会、(公財)川口産業振興公社	川口市、川口商工会議所、(公財)川口緑化センター、埼玉高速鉄道(株)	後援	
イイナフェスタ2023	主催：新井宿駅と地域まちづくり協議会	川口市、埼玉高速鉄道(株)、鳩ヶ谷商工会	後援	
花の文化展	主催：川口市農家組合連絡協議会	埼玉県、川口市	後援	
こどもの笑顔happyフェスタ	主催：こどもの笑顔happyフェスタ実行委員会	川口市、川口市社会福祉協議会、川口商工会議所、埼玉中小企業家同友会川口支部	後援	協力：青木信用金庫、川口子育て応援フードパントリー連絡会他

答申（案）に向けて

- 1 第2回委員会でのご意見等
 - ・協働の定義が不明確
 - ・市民と行政とのコミュニケーション不足
 - ・協働推進課が担当課につなぐ役割があることの見える化
- 2 協働の事例からの考察などをもとに答申案に盛り込むべき内容について

答申(案)

「川口市の協働の推進に関する基本方針について（仮）」

項目

- 1 協働とは
 - (1) 川口市協働推進条例
 - (2) 協働でめざすもの
 - (3) 協働の原則
 - (4) 協働の定義
 - (5) 協働の主体
 - (6) 協働で事業を実施する場合の判断基準
- 2 協働の進め方
 - (1) 協働のための人づくり（市民・市職員の人材育成）
 - (2) 協働のための環境づくり（市民パートナーステーション・かわぐちボランティアセンターの活用、市民活動団体の交流の機会づくり等）
 - (3) 協働のための仕組みづくり（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等）
- 3 Q&A